

大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会 会議概要

日 時 平成31年3月25日(月) 14:00~16:00
場 所 大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

【議題1 発達障がい者支援センター事業実施状況について】

(発達障がい者支援センター副所長)

資料1「発達障がい者支援センター事業実施状況について」に基づき、実施状況等説明。

【議題2 発達障害者支援施策の実施状況等について】

議題1に引き続き、資料2「発達障害者支援施策の実施状況等について」、資料2別添「発達障がい者就労支援コーディネータ事業実施状況」に基づき、実施状況等説明。

(福祉局発達障がい者支援担当課長)

「1-② 専門療育機関の設置」、「5 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化」、「7 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間普及啓発活動」について説明。

(こども青少年局管理課長)

「1-① 4・5歳児発達障がい相談」について説明。

(教育委員会事務局首席指導主事兼こども相談センター教育相談担当課長)

「1-③ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修（【市立幼稚園教諭】）」、「2-① 発達障がい研修支援事業」について説明。

(こども青少年局保育・幼児教育センター研修・企画担当課長代理)

「1-③ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修（【私立幼稚園教諭】、【保育士】）」について説明。

(教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当次席指導主事)

「2-① 巡回相談体制の強化」、「2-③ キャリア教育支援事業」について説明。

(こども青少年局こども家庭課長)

「2-③ 児童養護施設での発達障がい児自立支援事業」について説明。

(福祉局障がい福祉課長)

「3 発達障がい者就労支援コーディネータ事業」について説明。

《質問・意見など》

・〈委員〉

様々な施策等が充実してきたことは良いことであるが、発達障がい児の保護者が様々な特色のある取組みをされている私立幼稚園に利用を申し込んだ際、園の取組みに対応できない児童の場合は辞めてもらう等の発言があったり、通園したとしても馴染みにくい状況があると保護者から聞いている。

このような状況があるため、私立の幼稚園を退園し、公立の幼稚園に転園されること

がある。公立の幼稚園では全て受け入れることから、配慮の必要な児童が増えてきており、公立の幼稚園の体制が不安であるとの声も聞こえている。現在の受入状況・課題と、幼稚園への加配状況をお教え願いたい。

・〈こども青少年局幼稚園運営企画担当課長〉

私立の幼稚園は基本的には都道府県の所管業務となっている。私どもにご相談があった場合は、大阪府の所管部署と連携を図って対応している。私立の幼稚園では様々な受け入れを担っていただいているが、保護者の方の受け止め方もある。多くの園では入園の際に児童の健康管理・安全確保のため、保護者の方にここまで協力していただければ、ここまでできるという説明をされており、保護者の方の受け止め方によっては、園から断られたと捉えられる方がいると聞いている。

・〈委員〉

保育園に関して研修等に携わっているが、積極的に研修を受講されたり、巡回指導等を活用されておられる等意識の高いところと異なり、なかなか研修にも来れないところでは手が届かないところが出てくるのではないかと。

・〈委員〉

実情を踏まえてより良くなるような対応が必要。

先ほどの事務局の説明にあった小学校への引継ぎを意識した取り組みを進めているとのことだが、資料2の8ページに「障がい児保育研究会」の項目で講師が当部会の委員名が記載されているが、具体的にどのような取組をされているのか。

・〈委員〉

私に関わっている「障がい児保育研究会」は小学校への引継ぎを意識したものではなく、保育のスキルアップを目的にこども達一人一人のアセスメントに基づいた適切な支援をどのように行っていくかということ少人数のメンバーで、丁寧に検討している。研究結果を保育者の方へ伝えていき、丁寧な保育を行い、保護者へ繋げていく。十分に検討ができていない面もあるので、今後更に研究を進めたいと考えている。

実際の保育現場では離職者も多く、保育士不足もあり、現場の保育士がどこまで対応できるのかという限界がある。幼稚園もすぐに加配を付けられる状況にはなく、30人に1人という配置基準の中、保護者の求めるレベルまで対応できない場合は、児童発達支援の力をお借りする場合もあると考えており、これらは課題と考えている。

・〈委員〉

4・5歳児の発達相談が保護者から寄せられているというのは非常に良いことだが、こどもの状況が難しくなる背景の一つとして、集団のあり方によって左右されるため、集団での保育・教育に一律に高いものを求めることから、馴染みにくいということがあり、問題が生じている場合、療育に通うことを助言することがある。本来ならば保育所等は自身の足元を見つめながら、保護者と一緒に考えなければならないが、保育所等はすぐに療育の利用を勧める。保育所等では集団で支援を実施している中、個別的な配慮は難しいとは思いますが、運営を見直ししながら事業を実施すべきである。

・〈委員〉

私もそういった視点を持ちながら、少人数のメンバーで研究会において検討している。保育士が当たり前と思って実施していることが本当に必要なのか等保育自体を一から振り返りながら検討している。多くの研修を実施しているが、どうしても大人数で

実施すると、実際のケースに結びつかないことがある。保育士の資質の向上を目指し丁寧に実施する必要があるが、大人数で講義型の研修では無理な面もあるので、今後どうしていくか悩みながら検討している。

・〈委員〉

資料2の19ページに「発達障がい者就労支援の充実」の項目で、「身体、知的、精神等の障がいと違い、手帳の交付が無いため医師の診断によって判断している」との記載があるが、精神の手帳を持っておられる方も数多く存在することから、表現が少し適切ではないのではないのか。

・〈福祉局障がい福祉課長〉

表現の仕方の問題だが、発達障がいであっても精神の手帳を持っておられる方や、医師の診断だけで手帳を持っておられない方もいる。個々の状況に応じた判断を行っているという趣旨である。

・〈委員〉

他の障がいと異なって手帳の交付が無いとも読めるので、少し表現を考えてほしい。

・〈委員〉

資料2の2ページの「4・5歳児発達障がい相談」の項目だが、結果の内訳で2～3割の方が経過観察となっているが、この方々が次のステージに移行した時に何らかの課題の引継ぎが行われているのかお教え願いたい。

私のセンターでは成人向けに就労支援を行っているが、診断を受けないまま成人になり就職し、そこでマイナスの体験をされ不適用を起こして、その段階で手帳を取得されたり、支援を必要とされて、我々のもとに来られるケースがある。また、最近多いのが、企業側が困って、企業の方から支援を求めてこられるケースがある。障がいの受容や診断がないまま、成人になると支援に相当の時間を要するので、成長する過程で何らかの支援が行えれば、自己肯定感が下がらずに済み、支援が適切に実施できるので、ライフステージ毎の課題の申し送り等の状況を教えてほしい。

・〈こども青少年局管理課長〉

「4・5歳児発達障がい相談」は区役所で実施している。区役所には地域を担当する保健師が配属されており、経過観察となった場合は、保健師が継続した支援を行っており、場合によっては医療機関や教育機関とも連携を図っている。

小学校（学齢期）以降は学校の関わりが多くなり、学校を通じての関わりが多くなってくる。

・〈委員〉

資料2の6ページであるが、幼稚園教諭・保育士等に対する研修の中で「行動面に課題のある子どもへの支援等」という内容で実施されているが、行動障がいを減少させることは重要である。成人して行動障がい激しくなり施設やグループホームにも入れないという方も存在することから、小さい時からの療育や支援が重要。

療育も集団で実施している所や、マンツーマンの個人単位で実施しているところもあるなど、様々な支援方法も出てきており、保護者の方にそれらを知っていただくことも重要で、かつ虐待防止にもつながるので、今後も研修を継続して実施してもらいたい。

・〈委員〉

いくつか質問したい。資料1の1ページで、成人期の方からの相談が多いが、個別支

援の調整会議の件数を見ると、数が減少しているように見えるが、何故か。

・〈委員（発達障がい者支援センター所長）〉

個別支援の中で調整会議は、ご本人・支援者・ご家族や支援機関の三者で実施している。最初の個別相談の中で、ニーズを確認し内容を整理させていただいたり、就労移行支援事業所やハローワーク、支援事業所を紹介した方が良い場合は、当該機関に早めに繋げており、紹介する際に個別の支援会議を1回開く程度である。

どちらかという、成人期の方で継続的にご相談いただいている方というのは、第三機関に繋げにくい方や、診断に拒否感をお持ちの方等の困難事例が多くなってきている。電話のみで何回も個別の相談対応をさせていただいている方も多いことから、調整会議の数が少なくなっている。

・〈委員〉

4・5歳児の発達障がい相談で相談をしても、そこで情報が切れてしまっており、結果として5歳児（年長）の子が就学される際に反映されていないという論文がある。

4・5歳児の発達障がい相談で得た情報を今後どのように繋げていくのかが問題で、地域の保健師が小学校に直接赴いて引継ぎ等をされるとは考えにくいので、小学校の特別支援コーディネータとどのように連携されようと考えているのか。

・〈委員〉

親の立場でいうと繋がっていると思う。昔は自閉症傾向という診断しか出ず、正式な診断名をなかなか出してもらえなかった。その結果、40歳代以前の方は支援が届きにくかった。また、障がいが判明したとしても支援や対応方法も良く分からなかった。

今は4・5歳児の発達障がい相談も整理されており、幼稚園や保育園の先生達も小学校に引継ぎに行ってくれているなど、小学校に円滑に引き継がれていると感じる。その結果、入学式も合理的配慮が進み、とても円滑に運営されており、良い状態と考えているので感謝している。

・〈委員〉

良い状態なのであれば、とても良いことだが、私も小学校を回っていると、発達障がいの理解の話をしてほしいと良く頼まれる。何故今頃、基礎的な講義を頼まれるのかと心配であった。

・〈部会長〉

4・5歳児の発達障がい相談で障がいの診断がついたとしても、福祉に繋がる場合と、繋がらない場合がある。繋がらない方の就学相談は円滑に連携できているのか。

・〈福祉局発達障がい者支援室医務主幹〉

診断している立場から言うと、基本的には発達障がいと診断した場合は、就学相談を受けるよう伝えている。また、支援学級を使う使わないに関わらず、行かれる予定の学校に年長児になれば相談していただくよう説明している。福祉については、児童発達支援事業を説明しているが、利用したい方や利用したくない方も存在しており、最終的には保護者の方の判断となる。区役所からの紹介での診断なので、区役所にも返答しており、区保健師と子育て支援室との連携の中で、地域で支援していくことになる。

・〈委員〉

違う話だが、資料2の19ページの就職後の定着率だが、平成27年度から28年度は80%以上ということで、すごく高いが、一方で一般の方の離職率が高いと聞いている。

どの程度なのかお教え願いたい。

・〈福祉局障がい福祉課長〉

今、一般的な就職後の定着率の数字を持っていないので、次回の部会で報告させてもらいたい。

・〈委員〉

私は逆に離職率が高いと感じる。就職した後でも継続して支援しているにも関わらず、1年間で2割もの方が離職されているという認識で良いか。それとも就職した時点で支援を終了して1年後に調査すると離職していたということか。

・〈福祉局障がい福祉課長〉

個々のケースによって支援の仕方は大きく異なる。頻繁に訪問して支援することが必要な方もいる。

・〈委員〉

1年後に辞めておられた方の理由は何が多いのか。

・〈大阪市発達障がい者就業支援コーディネーター〉

定着率の話だが、この数字の中には障がいをオープンにされている方や、会社に内緒にされている方も入っている。障がいを会社に伝えておられない方の場合は、こちらから会社に訪問して支援することはできない現状がある。できることとしては終業後に時間をいただいて現状を把握し相談に乗ること位の限られた支援しかできない。業務上の課題や生活上の悩み等を拾い上げることが困難となっており、その結果として定着が続かないという現状がある。

・〈委員〉

何処かに繋がったら支援がそこで終わってしまうことがある。繋がった後、相談に来られなくなったとしても、実は繋がった先で困っていることもある。難しいが繋がった後に支援が切れないようにしなければならないし、誰が切れずに支援していくのが課題。

【議題3 その他1】

前回の部会において、弁護士活動の観点からの発達障がい者への支援等について話を伺いたいとの発言があり、これを受け、委員より「大阪弁護士会における障害者掲示弁護の制度」について、情報提供があった。

(委員 大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会 副委員長)

資料3-1「大阪弁護士会における障害者刑事弁護の制度について」に基づいて、障がい者刑事弁護名簿、在宅高齢者・障がい者刑事被疑者弁護援助事業、大阪モデル（福祉専門職との連携）の取組みについて説明。

《質問・意見など》

・〈委員〉

障がい者刑事弁護名簿とは、大阪以外でも存在するのか。

・〈委員〉

大阪だけで実施しているわけではないが、全国全てでは実施していない。実施している地域は少ない方である。

【議題3 その他2】

(福祉局障がい福祉課長)

資料3-2「2019年度大阪市障がい者等基礎調査」に基づいて調査対象や調査項目等を説明。なお、調査にあたっては、効果的・効率的に作業を進めるため、障がい者計画策定・推進部会の中にワーキンググループを作成し、調査票の内容や手法について検討するとともに、当ワーキンググループに発達障がい者支援部会の委員3名が参画する旨等を説明。

《質問・意見など》

・〈委員〉

当事者向けのアンケートなのに言葉が難しいと感じる。分かりやすい表現に変更した方がより理解が進むと考える。

【議題3 その他3】

(福祉局発達障がい者支援担当課長)

資料3-3「切れ目のない支援の引継ぎの仕組みづくり」に基づいて調査集計結果や概要等を説明。

《質問・意見など》

・〈委員〉

2ページ下の本人回答で「今まで情報共有ツールを利用したことがありますか」に対する回答をみると18人しか利用したことがないのに対して、3ページ上の事業所等回答では「活用した」と回答された方は多いが、これは情報共通ツールの定義が異なるためなのか。

・〈福祉局発達障がい者支援担当課長〉

定義が異なるかもしれない点については、今後分析して示してまいりたいが、同一人物が複数の事業所を利用されている等により複数回答されている方もいるため、本人回答と事業所回答は1対1の関係にはなっていない。

・〈委員〉

事業所は101人が「活用した」と回答していることから、利用者18人が各々5カ所程度の事業所を利用しているということか。

・〈福祉局発達障がい者支援担当課長〉

保護者からいただいた回答は101人であるに対して、事業所からいただいた回答は150人と多く、一概に突合して比べることはできない。

・〈委員〉

3ページ上だが、「事業所等における情報共有ツールについて」の質問に対する事業所からの回答に「未回答」が63%と多いのは何故か。また、4ページ下の「事前に情報共有ツールで情報提供があった場合、活用することがありましたか」に対する市教育

機関からの回答で「未回答」が61%と多いのは何故か。

・〈福祉局発達障がい者支援担当課長〉

今回の部会に合わせ、取り急ぎ単純集約した状況なので、まだ追いかけての確認や分析ができていない。

・〈委員〉

意図して外しているのか、分かりにくかったのか等を今後、確認してもらいたい。

2ページの委員の質問であるが、「今まで情報共有ツールを利用したことがありますか」に対する回答で18人しか利用したことがないことについて、保護者の方の状況を見ると、乳幼児期の方が多い。乳幼児期は発見されたばかりの段階であり、その段階で情報共有ツールを利用される方は少なく、小学校への就学の段階で初めて利用される方が多いことが原因と考える。

・〈委員〉

12ページのところで、市教育機関からの自由記載欄の意見として、「関心の高い保護者は、就学前に専門機関や医療機関に相談に行き、特性などを理解している。」と記載されているが、そのような方は非常に少ないと感じる。

児童発達支援事業者は、保護者の思いを基に、幼稚園、保育所と同時に連携して情報共有に努めている。保護者の方は全体が見えにくく、児童発達支援事業者は家庭での状況が分からないので全体の情報が引き継がれるように、本人を中心として、保護者を交えて情報共有を意識して努めている。

幼稚園や保育所の方に小学校との連携について聞くと、学校側からは何も働きかけがなかったり、幼稚園・保育園の方から訪問して引き継がなければならない状況になっている。また、学校の方が園に出向き、状況を把握することもあるが、その把握した内容を保護者に伝えない等、保護者を交えての一緒に連携することができておらず、機関同士での情報共有となっている状況。

就学する時に、幼稚園・保育園のスタッフの方が情報の引継ぎや連絡の取り方について習熟されていないという点が問題。

また、児童発達支援事業者は保護者と一緒に作成した支援計画の写しを保護者に渡すよう法律で定められているが、学校によっては支援計画の写しを渡さなかったり、見せない場合もある。小さい時から保護者と一緒に支援計画を作成・共有し、双務的に引き継がれることが重要と考える。

具体的には特別支援学校は渡していることが多いが、地域の学校では支援計画を渡さなかったり、見せてもらえたとしても名前がイニシャルになっている等の事例がある。フルネームで作成したうえで、保護者と共有するのが当然ではないかと考える。

・〈部会長〉

個人的な見解だが、児童が何処に繋がっているのかによって大きく異なる。医療だけに繋がっている方と、福祉だけに繋がっている方と、何処にも繋がっていない方とによって立場が異なるので、一つの事象面だけで議論は難しい。

福祉サービスが入っている場合は家族に必ず支援計画を説明しなければならないと定められており、家族は把握されているはず。私の診断の場合では、確かに支援学校に通っていても、学校からは積極的に開示されていない事例もある。何処と繋がっているかによって、情報格差は多少あるかとは思う。

・〈福祉局発達障がい者支援室医務主幹〉

確かに診断の際に支援計画の有無を聞くと、持っておられる方と持っておられない方がいる。学校に依頼すれば拒否されることはないので、支援計画について尋ねてみれば良いと説明している。療育を受けておられる場合、療育の計画にミスマッチがない方が望ましく、結果、児童の生活を支えていくことになるので、しっかりと見て欲しいと伝えている。

・〈教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当次席指導主事〉

教育委員会では、保護者やこどもの意見を聞いて十分に連携するよう周知しているが、まだまだ個別の事例で十分でない場合があるので、引き続き情報連携の徹底に努めてまいりたい。

・〈委員〉

システムとして考えると、一番最初の時点で何処に行けば支援を受けられるのか等のガイダンスが必要。保護者の中で障がいの受容できないことがあるが、そのことを理解しながら周囲の人々が支援していくと、硬くならず防衛的にならないと思うが、システムのまだ構築しきれていない。最初のところから保護者と一緒に連携していくことが重要。

・〈委員〉

支援計画をもらえないことがある方から相談を良く受けるが、当人や親の情報なので見せてもらうことは当然の権利と説明しているが、法律的な解釈で問題ないか委員からご教示願いたい。

・〈委員〉

学校が保持する未成年のこどもの情報を保護者が共有できるかという問題だが、親に親権があり決定権があることから、問題はない。

・〈委員〉

同じような質問だが、逆に保護者が許可していない場合、引き継いだ方が良い重要な情報が入っていた際に、引き継いだ方が良いのではないかという意見が多いが、共有はできないと考えて良いか。

・〈委員〉

その場合は基本的には許されない。許される場面としては、本人の生命・身体・権利を守るために必要であるが、保護者の同意を得ることができなかった場合等が考えられる。可能な限り、保護者の同意を得るよう努力すべきである。

・〈委員〉

両親等家族の考え方が一人一人異なる場合がある。障がいが判明した場合は、支援者は可能な限り、父母の両者が一緒に来てもらい、認識を併せる必要がある。認識が異なった場合、母の負担が大きくなることが多い。母が支援の前面に立たれるケースが多いので、全ての支援者側がそのように働きかければ、母の負担が低減する。

・〈委員〉

父と母は共同親権者なので、その方が望ましい。

・〈部会長〉

作られる情報共有ツールの枠組みは、子ども・当事者・保護者が中心となり放射線状

に支援者と繋がるというものなのか、それともサークル的に繋がるものなのか。サークル的な連携とした場合、支援者相互間の中で情報が連携・共有されることになるが、必ずしもそれを良しとしない保護者もいる。個人情報にも関わってくるが、どのように考えているのか。

- ・〈福祉局発達障がい者支援担当課長〉

今後、皆様のご意見を踏まえて、1つに絞れるかどうかは分からないが、望ましい案を提案したいと考えている。本日いただいたご意見は非常に参考になるので、来年度1年間かけて検討してまいりたい。また、その都度、ご意見を頂戴したいので、ご協力願いたい。

- ・〈委員〉

引継ぎをする時に、何を引き継ぐのかが重要。今回の調査票の中でも、生活習慣や理解、学習能力等は目に見えるので引き継ぎやすい情報だが、不満・不安、こだわり、情緒的な表現、人との関係、意思表示等は聞く人によって反応が異なるので引き継ぐにあたり難しい面があるが、その中でも必ず引き継ぐべき重要な情報は何かについては整理した方が良く考える。

養育の立場では、少しでも子ども達ができることを増やしてあげたいと考えているので、意思表示等情緒的な情報は二次的なものだが、外してはいけない項目については支援計画等で必ず引き継いでいくことを提案させてもらいたい。